

平成31年度 事業計画書

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

特定非営利活動法人なかの里を紡ぐ会

1 事業実施の方針

- ①医療・介護の専門職や地域団体、区内で活動する他のNPO等との連携を図りながら、勉強会、講演会等を開催し、「暮らしの中の看取り」「ホームホスピス」「地域包括ケア」等について普及・啓発を行う。これを通して当法人の趣旨に賛同し、共に活動してくださる人を増やしていく。
- ②通所介護事業は地域密着型サービスとして、居宅介護支援事業とともに、より地域に根差し貢献するため「運営推進会議」を開催、地域の防災訓練に参加、交流活動等を企画する。
- ③「ホームホスピス」事業を軌道に乗せ、併せて「地域の中のよろず相談」の拠点として「暮らしの保健室なかの」を開設し、地域に開いた運営を行う。
- ④訪問介護事業及び訪問看護事業は区内の介護関連事業所と連携のもとに、可能な限り自宅で暮らすことを支援し、地域の事例検討会や交流会等にも積極的に参加または企画していく。
- ⑤地域の集まり（サロンや祭り、地域のイベント等）に出来るだけ参加し、地域住民との関係を丁寧に構築していく。
- ⑥全事業において防災体制を整備し、安全な環境を構築していく。

2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	事業費の予定期額(千円)
保健、医療又は福祉の普及啓発及びネットワーク構築事業	勉強会・講演会の開催 「地域包括ケア」「暮らしの中の看取り」「ホームホスピス」等のテーマで開催・他の団体との共催を企画	31年11月頃	中野区内 公共会議室等	10人	中野区民 医療介護 専門職等 150人	0
終末期療養者及び要介護高齢者の生活支援事業	『ホームホスピス里の家』の運営	31年4月より 通期	中野区	3人	中野区民等 要介護高齢者・ 終末期療養者等 ：7人	18,000
介護保険法に基づく訪問介護事業、介護予防訪問介護事業及び第1号訪問事業	要介護高齢者および 第1号訪問事業対象者への 生活援助および身体介護	31年4月より 通期	中野区	7人	中野区民 15人程度	19,200

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害者を対象とした居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	31年9月頃までに指定申請開始	中野区	3人 ※訪問介護と兼務	中野区民3人程度	300
介護保険法又は健康保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業	介護保険及び医療保険対象者への訪問看護 区内介護事業所および近隣病院の退院支援室や地域連携室とともに勉強会や交流会の企画・参加	31年4月より通期	中野区	8人	中野区民70人	44,400
介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業、介護予防通所介護事業及び第1号通所事業	利用者の重度化に可能な限り対応する。地域密着型サービスとして、より地域に根差しすために「運営推進会議」の実施、地域貢献するための交流活動を企画する。	31年4月より通期	中野区	10人	中野区民10人／日	25,000
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	要支援及び要介護高齢者のケアプランの作成 その他ケアマネジメント 要介護認定調査 地域のネットワーク会議や事例検討会に参加	31年4月より通期	中野区	1.5人 6か月後に常勤1名採用	中野区民40人程度	6,923
健康及び介護、人権擁護に係る相談支援事業	・ホームホスピスを拠点とし「暮らしの保健室なかの」を開設する。 ・既存のまちなかサロンへの協力を継続する。	・保健室 31年5月頃より ・まちなか サロン 4月より通期	中野区	3人	中野区民不特定多数	0